資料２

変更点一覧

第２回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会後の主な変更点は、次のとおりです。

番号	章	頁	修正後	修正前
①	第１章	2	（１）国の動き 略 さらに、令和８年４月に、高次脳機能障がい者に対する医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携強化や、専門的な相談支援体制の整備等を通じて、ライフステージに応じた「切れ目のない支援」を総合的に推進することを目的に「高次脳機能障害者支援法」が施行されました。 加えて、令和８年７月に医療的ケア児に加えて、成人や重症心身障がい者へ支援対象が拡大し、１８歳以降を含めた切れ目のない支援の充実を図るため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（改正後：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律）」が成立しました。 令和９年４月には、改正障害者総合支援法が施行され、障害福祉サービス等報酬改定が行われます。	（１）国の動き 略 さらに、令和８年４月に、高次脳機能障がい者に対する医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携強化や、専門的な相談支援体制の整備等を通じて、ライフステージに応じた「切れ目のない支援」を総合的に推進することを目的に「高次脳機能障害者支援法」が施行されました。
②	第２章	15	（２）施策の体系 （対照表）基本方針・施策の方向性を追加	
③	第４章	46	1-1-1　市民における障がい特性へのさらなる理解促進 障がいのある方の思いや体験を踏まえ、講演会や広報、啓発活動などを通じて、障がいへの理解を深めます。多様性を認め合い、障がいの有無にかかわらず互いに尊重し支え合う地域づくりを推進します。また、市民や事業者に合理的配慮＊に関す	1-1-1　市民における障がい特性へのさらなる理解促進 障がいの多様な特性や日常生活で感じる困りごとについて、障がいのある方の思いや体験を踏まえながら分かりやすく伝える啓発活動を充実します。具体的には、市民向け講演会や庁内展示、広報媒体などを活用し、障がいへの理解を深めるとと

			る理解を促進し、配慮の実践につなげていきます。 I-I-2　行政や関係機関などの障がいに対する理解の底上げ 市職員や市立病院職員等への研修を継続し、障がい特性や障がい者差別解消法への理解を深めます。関係機関との連携を図り、障がいのある方が安心して行政手続きやサービスを利用できる環境を整えます。 I-I-3　学校教育や地域活動を通じた継続的な理解啓発の推進 幼少期からの障がい理解を目指し、インクルーシブ教育の理念を踏まえた学校教育や交流活動を充実させます。地域活動やイベント等を通じて障がいのある方と地域住民が関わる機会を増やし、多様性を認め合い、共に支え合う地域共生社会の実現を目指します。	もに、多様性を認め合い、障がいの有無にかかわらず互いを尊重し、支え合う地域づくりを推進します。また、事業者を対象とした合理的配慮に関する啓発活動や「みんなにやさしいお店ちがさき事業」などを通じて、市民や事業者の理解促進と配慮の実践につなげていきます。 I-I-2　行政や関係機関などの障がいに対する理解の底上げ 市職員や市立病院職員等を対象に、障がい特性や障がい者差別解消法の研修を継続的に実施します。また、教育機関や福祉関係機関等との連携を図りながら、障がい理解を深める取組を進めます。これにより、公的サービスの中で合理的配慮が行き届き、障がい者本人が安心して行政手続きやサービスを利用できる環境づくりを進めます。 I-I-3　学校教育や地域活動を通じた継続的な理解啓発の推進 幼少期からの障がい理解促進を目指し、インクルーシブ教育の理念を踏まえながら、学校教育の中での障がい学習や体験活動を充実させます。加えて、地域における福祉施設や障がい者団体との交流、作品展やイベントの開催を通じて、障がい者と地域住民が自然に関わり合う機会を多く作り、多様性を認め合い、共に支え合う地域共生社会の実現を目指します。
④	第４章	47	福祉や障がいを知る機会の提供 虐待防止の普及啓発についての庁内展示＿＿＿

⑤	第４章	47	インクルーシブ教育の推進 　障がいの有無にかかわらず、誰もがともに学び、支え合える教育環境を実現します。就学相談や、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対し交流及び共同学習を実施します。	
⑥	第４章	47	自立支援協議会・その他関係団体等の取組を追加 　49 頁、53 頁、57 頁、59 頁、63 頁、65 頁、69 頁も同様	
⑦	第４章	49	成年後見制度の利用支援 　成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の適切な利用に向けた相談、書類作成支援、周知啓発、後見人等への支援を行います。 　略 担当　地域福祉課 　　障がい福祉課 　　高齢福祉課	成年後見制度の利用支援 　成年後見支援センターにおいて、申立ての 　　相談、書類作成支援、周知啓発、後見人等への支援を行います。 　略 担当 　　障がい福祉課
⑧	第４章	52	重層的支援体制整備事業（包括的相談支援事業） 相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。	重層的支援体制整備事業（包括的相談支援事業） 　高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。
⑨	第４章	53	精神障がい者等相談・訪問支援事業 　精神科医師による定例相談のほか、精神保健福祉士、保健師等による随時相談・訪問支援を行います。	精神障がい者等相談・訪問指導事業 　精神保健定例相談・訪問により、精神科医師、精神保健福祉士、保健師が本人からの相談に応じ、必要な助言、支援を行います。

⑩	第４章 第５章	53 78	のぞまないセルフプランを解消するための取組 　神奈川県が実施する相談支援専門員初任者研修の受講を促進することで計画的に相談支援専門員の養成を行い、事業所の新規参入、立ち上げにつなげます。あわせて、計画相談の質を確保するため、基幹相談支援センターや主任相談支援専門員を中心に専門性の高い人材を育成します。	のぞまないセルフプランを解消するための取組 　神奈川県が実施する相談支援専門員初任者研修の受講を促進することで計画的に相談支援専門員の養成を行い、事業所の新規参入、立ち上げにつなげます。
⑪	第４章	55	居住支援事業 　誰もが安心して住むことができるよう、「住まいの相談窓口」や「茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録制度」、「居住サポート住宅認定制度」などを引き続き実施するとともに、住まいに関する情報の周知等を図ります。	居住支援事業 　誰もが安心して住むことができるよう、「住まいの相談窓口」や「茅ヶ崎市居住支援協力不動産　登録制度」、「居住サポート住宅認定制度」などを引き続き実施するとともに、住まいに関する情報の周知等を図ります。
⑫	第４章	58	バリアフリー基本構想の推進事業	バリアフリー基本構想の推進
⑬	第４章	59	人工呼吸器等の在宅医療機器を使用している方の災害対策 　人工呼吸器等の高度な医療機器などを必要とする方が、避難のタイミングや方法、持ち物等を具体的に備えるため、「災害ノート」の取組を推進します。	人工呼吸器等の在宅医療機器を使用している方の災害対策 　人工呼吸器等の高度な医療機器などを必要とする方が、避難のタイミングや方法、持ち物等を具体的に備えるため、「災害ノート」の作成を推進します。
⑭	第４章	59	避難対策事業 　小中学校等の避難所での要配慮者専用スペースの確保・充実を図るとともに、避難所での避難生活が困難な要配慮者の受け入れ先として福祉避難所を確保し、施設管理者や協定先との意見交換等を踏まえた運用づくりを進めます。	避難対策事業 　要配慮者の避難先として指定福祉避難所に指定した総合体育館の、仮設・運営に向けての実効性向上をはじめ、協定福祉避難所、指定避難所の要配慮者専用スペースの確保・充実に努めます。
⑮	第４章	59	緊急通報支援サービス 　音声による会話が困難な方が携帯電話やスマートフォンを利用して１１９番通報ができるよう、「ＮＥＴ１１９」や「Ｌ	緊急通報支援サービス 　「ＮＥＴ１１９」や「Ｌｉｖｅ１１９」など、音声による会話が困難な方が携帯電話やスマートフォンを利用して 119 番

			ｉｖｅｌｌ９」などのシステム維持管理を行うとともに、登録手続きや利用方法の説明など、円滑な１１９番通報に向けた支援を行います。	通報ができるよう、システムの維持管理と登録手続きを行います。
⑯	第４章	61	障がい児や医療的ケア児等に対する保育・教育の実施 　障がい児や医療的ケア児等が、保育・教育の場において適切な医療的ケアや支援を受けられるように、看護師等の配置その他必要な措置を行います。	医療的ケア児等に対する保育･教育*を行う体制の拡充* 　医療的ケア児等が、保育・教育の場において適切な医療的ケアや支援を受けられるように、看護師等の配置その他必要な措置についての検討を行います。
⑰	第４章	62	重層的支援体制整備事業 　少子高齢化や地域のつながりの希薄化等により複雑化した地域生活課題を抱える世帯を支援するため、住民、地域団体、専門機関、行政等が連携し、地域全体で支え合い、全ての住民が自分らしく生活できる包括的支援体制の整備に取り組みます。	重層的支援体制整備事業 　少子高齢化や地域のつながりの希薄化等により複雑化した地域生活課題を抱える世帯を支援するため、住民、地域団体、専門機関、行政等が連携し、地域全体で支え合い、全ての住民が自分らしく生活できる包括的支援体制推進　に取り組みます。
⑱	第４章	63	生活を支えるサービスの充実 　障がいのある方の地域生活を支援するため、本人の意向、心身の状況や生活状況などを総合的に勘案し、必要な障害福祉サービス等を適切に支給します。	
⑲	第４章 第５章	63 76	強度行動障がいの状態にある児者に対する取組 　強度行動障がいの状態にある児者とその家族などへの支援について、神奈川県と連携して必要な事業を随時行うとともに、関係各課と連携して実効性のある支援体制の整備を検討していきます。	強度行動障がい児・者に対する取組 　強度行動障がいの状態にある　者とその家族などへの支援体制の整備について、 　関係各課と連携して実効性のある支援体制の整備を検討していきます。
⑳	第４章	63	地域の見守り体制の充実 　安心まごころ収集、民生委員による地域の見守りを通して、	地域の見守り体制の充実 　安心まごころ収集、　地域の見守りを通して、

			地域における見守り体制の充実を図ります。	地域における見守り体制の充実を図ります。
㉑	第４章	65	市内障害福祉サービス事業所等に対する各種研修の実施 強度行動障がい、意思決定支援や障害福祉サービス等の障がい福祉に必要な知識や技術・対応力を習得することを目的に、幅広いテーマに関する研修を自立支援協議会等と連携して実施します。	市内障害福祉サービス事業所等に対する各種研修の実施 障がい福祉に必要な知識に関する研修を自立支援協議会等にて実施します。
㉒	第４章	65	市民後見人養成事業 成年後見制度における担い手として市民後見人の養成に取り組みます。基礎研修、実践研修を実施し、修了認定を受けた方にはフォローやバックアップを継続的に行います。	市民後見人養成事業 成年後見制度における担い手としての市民後見人を養成します。基礎研修、実践研修を実施し、修了認定を受けた方にはフォローやバックアップを継続的に行います。
㉓	第４章	68	社会参加や地域交流の機会創出 ふれあい交流会を開催するほか、障がい者団体や事業所等が行うイベント等への開催支援をするとともに、地域行事への障がい者の参加促進を図ります。	地域行事への障がい者の参加促進 障がい者団体が行う催し物、地域交流事業等への支援を行います。
㉔	第４章	69	外出にかかる移動の支援 福祉タクシー利用券の交付や自動車燃料費の助成を行うとともに、本人の意向等や介護を行う者の状況等を総合的に勘案し、移動支援を適切に支給します。	
㉕	第５章	72	１　障害福祉計画における成果目標 障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき令和１１年度末の成果目標等を設定し、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保などを図るものです。 第４章との関係性を示すイメージ図を追加	１　障害福祉計画における成果目標 障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 11 年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保などを図るものです。 作成にあたっては、障害者総合支援法第 87 条第１項等の規

				定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とした「基本指針」に即し、成果目標及び考え方並びに成果目標を達成するための取組を記載します。
㉖	第５章	72 ～ 79	前期目標（令和８年度末）及び実績値（令和７年度末）を追加 関連する主な事業を追加	
㉗	第５章	78	自立支援協議会における専門部会の設置数 成果目標　３部会	自立支援協議会における専門部会の設置数 成果目標　　部会
㉘	第５章	78	自立支援協議会における専門部会の実施回数 成果目標　９回	自立支援協議会における専門部会の実施回数 成果目標　　回
㉙	第５章	78	のぞまないセルフプラン件数 成果目標　０件	のぞまないセルフプラン件数 成果目標　　件
㉚	第５章	84	イ　障害福祉サービスの見込み量に影響を与える可能性のある要素を追加	
㉛	第６章	96	１　障害児福祉計画における成果目標 第４章との関係性を示すイメージ図を追加	
㉜	第６章	96 ～ 99	前期目標（令和８年度末）及び実績値（令和７年度末）を追加 関連する主な事業を追加	
㉝	第６章	99	のぞまないセルフプラン件数 成果目標　０件	のぞまないセルフプラン件数 成果目標　　件

㉞	第６章	101	第５章（５）イの障害福祉サービスの見込み量に影響を与える可能性のある要素（82 ページ）と同様、障害児通所支援に関しても見込み量は状況に応じて増減する可能性がありますが、必要なサービス量の確保に努めます。	
㉟	資料編	104	１　本市の障がい者を取り巻く状況 ２　計画策定体制及び策定経過 ３～　略	１　計画策定体制及び策定経過 ２　本市の障がい者を取り巻く状況 ３～　略
㊱	資料編	116	オ　障害支援区分 障害支援区分の認定を受けた人は、令和５年度と比較して令和８年度は１０８人増加しています。区分別人数で令和５年度と令和８年度を比較すると、区分１は減少、区分２，３，４，６は増加、区分５は横ばいとなっています。特に区分３は５３人増加と最も増えており、その次に区分２が４１人増えています。 構成比でみると、令和５年度は区分６が２３．３％と最も多く、次いで区分４（２０．１％），区分２（２０．０％），区分３（１９．２％）が２０％前後の僅差で占めています。令和８年度も区分６が２２.０％と最も多く、次いで区分２（２２．０％)、区分３（２１．８％)、区分４（１９．３％）が２０％前後の僅差で占めています。	オ　障害支援区分 障害支援区分の認定を受けた人を区分別にみると、区分６が２２．０％と最も多く、以下、区分３（２１．８％)、区分４（１９．３％）の順となっています。
㊲	資料編	116	図表 49 を追加	
㊳	資料編	140	用語解説を記載	